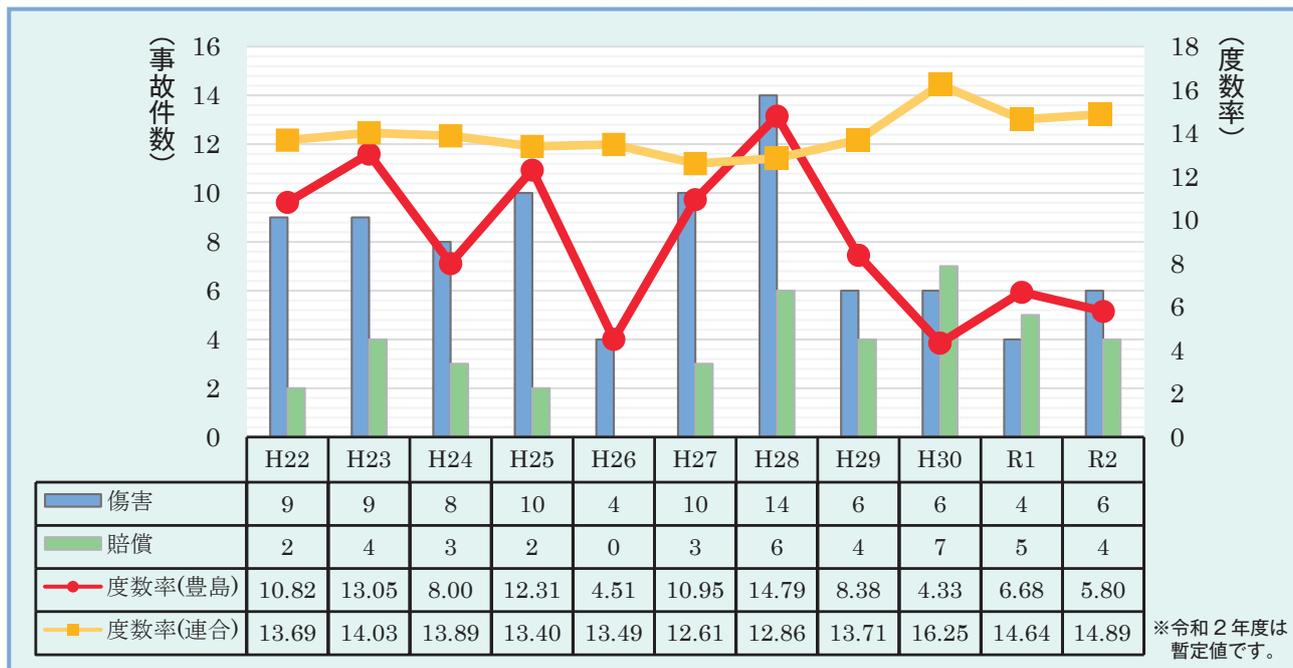


事故発生状況の推移

※ 度数率：100万時間あたりの事故発生頻度。数値が高いほど頻度が高い。



件数別に見てみると、過去11年間で最も事故が多く発生したのは平成28年度（傷害・賠償合計20件）でした。また、残念ながら平成24年度には植木剪定作業中における死亡事故、令和元年度には就業途上の死亡事故も発生しています。

職種別では、屋内外清掃作業・植木剪定・家事援助に就業する会員の事故が毎年多く発生しています。

事故別では、就業中の転倒事故・就業経路の自転車事故などが多く発生しており、夏場は熱中症による傷害事故も発生しています。

安全管理委員会の主な活動について

安全管理委員会は15名の委員で構成されています。就業中などの事故防止や安全大会の開催を行っています。今年度は下記の活動を行ってまいります。

1. 安全就業体制の確保

- ◆ 就業現場の巡回パトロール指導を実施します。
- ◆ 会報やチラシ等で安全啓発活動を適宜実施します。
- ◆ 安全対策グッズを検討し、就業会員へ提供します。
- ◆ 新たにショートメッセージサービスを活用し、緊急時の迅速な連絡体制作りに努めます。



2. 事故防止対策の徹底

- ◆ 安全就業基準を随時点検及び安全就業読本を新たに作成し、会員へ周知致します。
- ◆ 熱中症等の荒天時の作業軽減を発注者へ要望していきます。
- ◆ 業務推進員による就業現場の日常的な点検・改善指導を行い、事故防止に努めます。
- ◆ センターホームページに安全特集ページを作成致します。



3. 安全教育の推進

- ◆ 安全大会を来年2月に開催し、安全意識の高揚を図ります。
- ◆ 熱中症予防、感染症予防、自転車シミュレーターなどの研修、講習会を実施します。



4. 健康管理体制の強化

- ◆ 体力測定会を継続実施し、会員が自身の健康状態を把握することで事故の未然防止対策を図ります。
- ◆ 健康づくりに関する情報提供を適時行います。





危険予知訓練 (KYT) を実施しましょう! (問題)

就業現場には様々な危険が潜んでいます。どこに危険があるのか、どのように行動すれば防止することができるのかを日頃から訓練することを危険予知訓練 (KYT) と言います。問題事例を挙げましたので、どこに危険が潜んでいるのかを就業現場などで話し合ってみてください。(回答は裏面)

1. 経路途上の自転車事故 (令和2年度・3年度事故事例あり) 【模範解答は9つ】



2. 就業中<清掃作業> (令和2年度事故事例あり) 【模範解答は5つ】



危険予知訓練の**KYT**とは

危険 (キケン) の**K**、予知 (ヨチ) の**Y**、訓練 (トレーニング) の**T**をとって、**KYT**と略称されています。

回答は裏面





回答

※見方 発生し得る危険の内容
▶危険回避の行動

歩道を走行する際に人に激突する
▶スピードを出し過ぎない(徐行)

風が強い日のためバランスを崩して転倒する
▶スピードを出し過ぎない(徐行)

前の自転車や車を追い越す際に対向車に激突する
▶自転車から降りて一旦停止又は、慎重に追い越す

障害物にタイヤが接触してバランスを崩して転倒する
▶自転車から降りて走行又は、慎重にさける

濡れた路面で滑って転倒する
▶スピードを出し過ぎない(徐行)

歩道に上がる際に段差でバランスを崩して転倒する
▶スピードを出し過ぎない(徐行)又は、自転車から降りて歩道に上がる

路面の凹凸でバランスを崩して転倒する
▶凹凸を避けて走行する

自転車のカゴに荷物を積み過ぎのため、バランスを崩して転倒する
▶荷を積み過ぎない

あなたです
予想される危険を想定してください

慌てている(ふらついている)ため予想外の走行をするおそれあり
▶距離をおいて走行する

段差のそばにテーブルと花瓶が置かれており、倒れて破損する
▶場所を移す等の処置をして物損のリスクを減らす

あなたです
予想される危険を想定してください

足元に置いた清掃用具に足を取られてバランスを崩して転倒
▶作業現場は整理整頓する

サンダル履きで足元が不安定なためバランスを崩して転倒
▶履きなれた動き易い靴を履く

重たいものを持ったまま段差を上ろうとしてバランスを崩して転倒
▶一旦バケツを置いてから段差を上げる

バケツいっぱい水をこぼして足元が濡れる(転倒のリスク増)
▶無理せず運べる量にする

あなたはいくつ回答できましたか？危険予知訓練では『危険を意識すること』が大切なことです。就業現場でも活用してください。





感染症予防・新型コロナウイルス

最近では、感染力の強い変異株が流行しています。引き続き、感染防止のためにも、マスク着用や手洗い、消毒の励行と感染しやすい環境（3密）を避けた行動をお願いします。

なお、豊島区では5月19日から65歳以上の方を対象に、ワクチンの接種が始まっています。

ワクチン接種に関するお問い合わせ先

豊島区新型コロナウイルスワクチンコールセンター
☎0120-567-153（平日・土日・祝日：午前9時～午後6時）



※ワクチン接種後の就業等は、無理をせずに就業日の変更やお休みなどはセンターまでご相談ください。

健康診断は年に1回必ず受診しましょう!

豊島区では生活習慣病の予防と早期発見のために健診を実施しています。「健康の大切さ」を考える機会として、定期的に健診を受診し、ご自身の健康管理にお役立てください。

また、生活習慣病（メタボリックシンドローム・糖尿病・高血圧症・脂質異常症等）や骨粗しょう症、肝炎、禁煙などの健康相談（無料）を下表のとおり行っています。指定日がございますので、ホームページもしくは電話にて直接お問い合わせください。

施設名・所在地	受付時間	予約・問い合わせ先
池袋保健所 東池袋4-42-16	午後1時～ 2時まで (事前予約制)	栄養グループ 3987-4361 (平日：8時30分～17時まで)
長崎健康相談所 長崎2-27-18 1F	午後1時15分～ 3時30分まで (事前予約制)	3957-1191 (平日：8時30分～17時まで)

安全特集ページを公開します!

7月1日より、ホームページにて「安全特集ページ」を公開します。

事故発生状況や安全就業に関する資料（警察・厚生労働省など）の閲覧ができます。是非ご覧の上、ご活用ください。

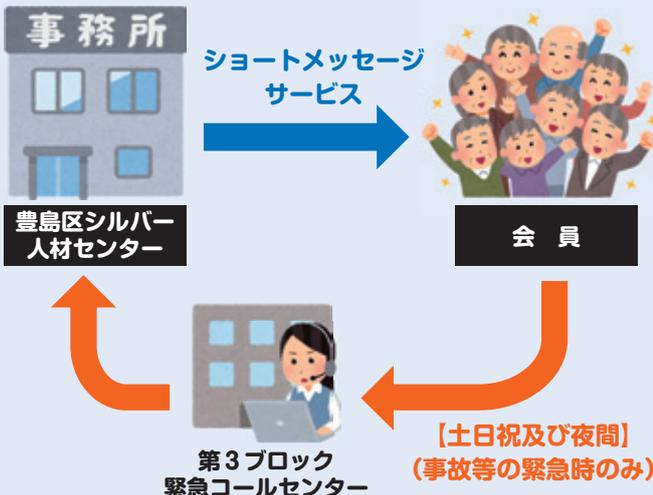


掲載箇所

『ホーム』>『会員のページ』とは>
会員のページ※>安全特集ページ
※会員のページの閲覧はIDとパスワードが必要です。
ご不明な場合はセンターまでお問合せください。

緊急時の連絡体制について

災害や事故などの緊急時における連絡体制を整備しました。緊急事態が発生した場合は、以下の方法でセンターまで連絡してください。



ショートメッセージサービス

- 【主な利用目的】 災害発生時の緊急連絡
就業・イベントの中止、
就業募集・講習会の案内等
- 【送信用番号】 050-5491-4105
または242244

※携帯会社によって異なります。送信専用のため返信はできません。

第3ブロック緊急コールセンター

- 【主な利用目的】 土日祝及び夜間等の業務時間外に、
火災・事故・刑事事件などで人命に関わる緊急事態が発生した場合。
- 【連絡先】 03-5305-3472（オペレーターが対応します）
- ※第3ブロック（豊島区、杉並区、板橋区、中野区、練馬区）
シルバー人材センターの共通電話番号です。センター名、
会員番号・氏名、緊急内容をお伝え下さい。
- ※上記目的以外（シフト交代や休みの連絡、就業相談やクレーム等）
の事務的な伝達事項については対応致しかねます。
業務時間中にセンターへご連絡下さい。





会員の安全就業基準

(目的)

第1条 この安全就業基準は、公益社団法人豊島区シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業ができる事項を定めることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全心得)

第3条 会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物は、作業に合った動きやすいものにする。
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場は、常に整理整頓を心がけること。
- (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行なうこと。
- (8) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。
- (9) 健康には、常に注意し、良好な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること。

(作業別安全就業基準)

第4条 会員は、植木剪定・塗装・清掃等の作業に従事する場合は、別途定める作業別安全就業基準を守り、安全就業に努めなければならない。

(安全保護具)

第5条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに必要に応じ命綱を使用すること。

2 会員は、前項のほか安全面で保護する必要のある作業に従事する際は、作業別安全就業基準等に定める安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

第6条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。特に、自転車やオートバイにあつては、十分注意して運転し、かつ常に安全点検を行わなければならない。なお、自動車の使用については別途定める。

2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに帽子・被服・腕章等を着用するなど、交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

(作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第8条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第9条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業すること。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は、点検において、不良箇所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンター等に報告しなければならない。

(健康管理)

第10条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に、疲労が蓄積しないように、休養を十分とるよう心がけなければならない。

3 会員は、炎天下及び台風や降雪時等の作業においては、作業を中止したり就業時間を短縮したりするなど十分な安全対策をとらなければならない。

4 会員は、センター等が主催又は作業別に開催する安全講習会については進んで受けなければならない。

5 会員は、消毒液、絆創膏、包帯、キズ薬等の救急セットを常備しなければならない。

(報告義務)

第11条 会員は、仕事場との往復時や就業中にけがをしたとき又は体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

2 会員は、就業時間外であってもけが等をしたときは、速やかにセンターに報告しなければならない。

(その他)

第12条 会員は、この基準に定める以外に、センター等より指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年5月1日から施行する。

綴じてください

